

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)

改正後	改正前
<p>第一 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、<u>厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数(平成20年厚生労働省告示第273号。以下「特別療養費単位数表」という。)</u>、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <p>① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</p> <p>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以</p>	<p>第一 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <p>① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</p> <p>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以</p>

下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

第二～第四 (略)

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～9 (略)

10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(I)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(II)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(III)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、居宅サービス単位数表9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(I)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(II)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(III)」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設(I)」、「介護老人保健施設(II)」又は「介護老人保健施設(III)」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設(I)」、「ユニット型介護老人保健施設(II)」又は「ユニット型介護老人保健施設(III)」と、それぞれ記載させること。

②～⑨ (略)

⑩ 「特別療養費項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等(平成20年厚生労働省告示第274号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。)第5号に該当する場合は「重

下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

第二～第四 (略)

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～9 (略)

10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「介護老人保健施設」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合は「ユニット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

②～⑨ (略)

症皮膚潰瘍指導管理」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第8号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第9号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑫ 「療養体制維持特別加算」については、居宅サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑬ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものうち、居宅サービス単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、居宅サービス単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

⑩ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②から⑤まで、⑦及び⑧については内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて居宅サービス単位数表9ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表9ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③ 「人員配置区分」については、26号告示第8号二(1)から(3)まで又は同号ホ(1)及び(2)のいずれか該当するものを記載させること。

④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第12号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑬ (略)

⑭ (略)

12 短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③ (略)

④ 「設備基準」については、26号告示第13号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩ (略)

13～16 (略)

17 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないものうち、26号告示第28号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、26号告示第28号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉

また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③ 「人員配置区分」については、26号告示第8号二(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。

④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑬ (略)

⑭ (略)

12 短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③ (略)

④ 「設備基準」については、26号告示第12号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩ (略)

13～16 (略)

17 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないものうち、26号告示第27号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、26号告示第27号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉

施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

② (略)

③ 「重度化対応体制」については、26号告示第31号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、(別紙9—2)「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。

④ 「準ユニットケア体制」については、26号告示第32号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

⑤～⑮ (略)

18 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第39条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表2イ(1)に該当する場合は「介護保健施設(I)」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設(II)」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設(III)」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表2ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(I)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(II)」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(III)」とそれぞれ記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護保健施設(I)」、「介護保健施設(II)」又は「介護保健施設(III)」と、ユニット部分については「ユニット型介護保健施設(I)」、「ユニット型介護保健施設(II)」又は「ユニット型介護保健施設(III)」と、それぞれ記載させること。

②～⑦ (略)

⑩ 「特別療養費項目」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑩を準用されたい。

⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第7号に該当する場合は「リハビリテーション指導管理」を、第8号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第9号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げ

施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

② (略)

③ 「重度化対応体制」については、26号告示第30号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、(別紙9—2)「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。

④ 「準ユニットケア体制」については、26号告示第31号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

⑤～⑮ (略)

18 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第39条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、26号告示第33号イ(1)に該当する場合は「介護保健施設」と、同号ロ(1)に該当する場合は「小規模介護保健施設」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、26号告示第33号イ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設」と、同号ロ(2)に該当する場合は「ユニット型小規模介護保健施設」とそれぞれ記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護保健施設」と、それぞれ記載させること。

②～⑦ (略)

るもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑫ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑫を準用されたい。

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3イ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表3イ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと

③～⑫ （略）

20～28 （略）

30 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて施設サービス単位数表3イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表3イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと

③～⑫ （略）

20～28 （略）

30 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条第1項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設(Ⅰ)」、「介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」、「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と、それぞれ記載させること。

②～⑦ (略)

⑩ 「特別療養費項目」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑩を準用されたい。

⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑪を準用されたい。

⑫ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑫を準用されたい。

⑬ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑫までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑭ (略)

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条第1項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「介護老人保健施設」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の場合は「ユニット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

②～⑦ (略)

⑧ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②から⑤まで、⑦及び⑧については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑨ (略)

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定

介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条第1項第2号又は第3号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑭ (略)

32～35 (略)

36 夜間対応型訪問介護

「施設等の区分」については、26号告示第17号イに該当する場合は「I型」と、同号ロに該当する場合は「II型」と記載させること。

37 認知症対応型通所介護

① 「施設等の区分」については、26号告示第18号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。

② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6③を準用されたい。

③～⑦ (略)

38 (略)

介護予防短期入所療養介護事業所であつて介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第205条第1項第2号又は第3号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外はユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑭ (略)

32～35 (略)

36 夜間対応型訪問介護

「施設等の区分」については、26号告示第16号イに該当する場合は「I型」と、同号ロに該当する場合は「II型」と記載させること。

37 認知症対応型通所介護

① 「施設等の区分」については、26号告示第17号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。

② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6③を準用されたい。

③～⑦ (略)

38 (略)

39 認知症対応型共同生活介護

- ① (略)
- ② 「医療連携体制」については、26号告示第20号に該当する場合は「対応可」と記載させること。
- ③ (略)

40 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、26号告示第19号口に該当する場合に記載させること。
- ②～⑤ (略)

41 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービス基準第110条第4項に規定するサテライト型特定施設でないものうち、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。また、サテライト型特定施設であるものうち、有料老人ホームの場合は「サテライト型有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「サテライト型軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「サテライト型養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「サテライト型高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。

- ②～④ (略)

42 地域密着型介護老人福祉施設

- ① (略)
- ② 「人員配置区分」については、26号告示第22号ロ又はハに該当する場合には「経過施設」と、それ以外の場合は「経過施設以外」と記載させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「重度化対応体制」については、26号告示第25号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、(別紙9-2)「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑤ 「準ユニットケア加算」については、26号告示第26号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑥～⑯ (略)

39 認知症対応型共同生活介護

- ① (略)
- ② 「医療連携体制」については、26号告示第19号に該当する場合は「対応可」と記載させること。
- ③ (略)

40 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、26号告示第18号口に該当する場合に記載させること。
- ②～⑤ (略)

41 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。

- ②～④ (略)

42 地域密着型介護老人福祉施設

- ① (略)
- ② 「人員配置区分」については、26号告示第21号ロ又はハに該当する場合には「経過施設」と、それ以外の場合は「経過施設以外」と記載させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「重度化対応体制」については、26号告示第24号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、(別紙9-2)「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑤ 「準ユニットケア加算」については、26号告示第25号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑥～⑯ (略)

43～46 (略)

43～46 (略)

23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	1 なし 2 あり			
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型				
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用				
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可				
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導				
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				設備基準	1 基準型 2 減算型				
4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可						
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士						
		緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可						
		特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導						
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり			
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり				
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可				
				特別地域加算	1 なし 2 あり				
		43	居宅介護支援				特定事業所加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
							夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
							職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
							ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
							重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可	
							単ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
							個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
							常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり								
障害者生活支援体制	1 なし 2 あり								
栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制								
身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり								
看取り介護体制	1 なし 2 あり								
在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可								
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり			
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可				
				単ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり				
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり				
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり				
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり				
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制				
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり				
				看取り介護体制	1 なし 2 あり				
在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可								
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設(Ⅰ) 2 ユニット型介護保健施設(Ⅰ) 3 小規模介護保健施設 4 ユニット型小規模介護保健施設 5 介護保健施設(Ⅱ) 6 ユニット型介護保健施設(Ⅱ) 7 介護保健施設(Ⅲ) 8 ユニット型介護保健施設(Ⅲ)		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり			
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制				
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり				
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり				
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり				
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導				
				リハビリテーション提供体制	1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他				
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり				

53	介護療養型医療施設	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
	2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I型 2 II型	医師の配置基準	1 基準 2 医業法施行規則第49条適用	
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			設備基準	1 基準型 2 減算型	
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり		
		特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
		リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員		
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
		設備基準	1 基準型 2 減算型		
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制		
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり		
		リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他		
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
		設備基準	1 基準型 2 減算型		
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制		
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり		
		特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
		リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員		
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
		設備基準	1 基準型 2 減算型		
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制		
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり		
		リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他		

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
		医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用			
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
		特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導			
	2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			設備基準	1 基準型 2 減算型		
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
	3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員		
4 基準適合診療所型		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可			
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
		リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他			
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 一般型 2 外部サービス利用型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
			職員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		

